

## 船舶事故調査報告書

平成23年2月3日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲 也

委員 根本 美 奈

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	平成22年11月27日（土） 22時00分ごろ
発生場所	岡山県笠岡市黒土瀬戸西口 百間礁 灯標から真方位314° 1.3海里付近 (概位 北緯34° 26.2′ 東経133° 28.6′)
事故調査の経過	平成22年11月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	船種船名、総トン数 遊漁船 光進丸、5トン未満 船舶番号、船舶所有者等 273-6036 広島、個人所有 L×B×D、船質 11.35m (Lr) × 2.80m × 0.79m、FRP 機関、出力、進水等 ディーゼル機関、264.78kW、平成4年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 60歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成17年3月22日 免許証交付日 平成21年7月8日 (平成27年3月21日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 のり網破損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、香川県多度津町佐柳島東方沖で釣りを終え、広島県福山市福山港沖浦地区（以下「沖浦地区」という。）へ帰航することにした。 船長は、携帯電話で、笠岡市六島付近が西風約7m/sとのインターネット情報を入手し、これから風が強まると思い、ふだんから西風が吹いているときには風下となる岡山県笠岡諸島（笠岡市の南方にあり、約30の島々から構成されている）の東側を航行していたので、このときも同諸島の東側を航行することにした。 船長は、笠岡諸島の東側から福山港に向けて帰航する際、これまでは白石瀬戸を航行していたが、本事故の2週間前と前々日の昼間に黒土瀬戸を航行したとき、のり養殖施設の設置状況を確認していたので、黒土瀬戸を夜間に航行するのは初めてであったが、同瀬戸を航行することにした。 船長は、黒土瀬戸西口にある笠岡市御埼の南東方沖に設置されているのり養殖施設（以下「本件養殖施設」という。）を約200m隔てて通過したのち、右転して沖浦地区へ向かうことにし、操舵室右舷側の操縦席に座り、

	<p>レーダー及びGPSプロッターを作動させ、約35km/hの対地速力（以下「原速力」という。）で、手動操舵により黒土瀬戸を西進した。</p> <p>船長は、レーダー及びGPSプロッターを見ながら航行していたが、黒土瀬戸の中央付近を通過してからは、レーダー及びGPSプロッターを見ずに、目視によって見張り及び船位の確認を行いながら西進中、右舷前方に本件養殖施設の標識灯の灯光1個を視認し、本件養殖施設の南西端に設置された標識灯の灯光（以下「南西端の灯光」という。）と思った。</p> <p>本船は、衝突の約6～7秒前、船長が沖浦地区の船溜まりに通じる水路（以下「沖浦地区への水路」という。）に針路を向けようと標識灯の灯光を右舷に見て右転したところ、平成22年11月27日22時00分ごろ、原速力で本件養殖施設に乗り入れ、プロペラがのり網に絡まって停止した。</p> <p>船長は、22時15分ごろ、携帯電話で海上保安庁へ118番通報を行った。</p> <p>本船は、巡視艇によりのり網から引き出され、知人の船により沖浦地区の船溜まりにえい航された。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約1m/s、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期、潮流 ほとんどなし</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>本件養殖施設は、黒土瀬戸西口の御埼南東方沖約300～400mの位置から南東方に長さ約200m、幅約46mの長方形で、北西端と南西端に高さ約2mの標識灯が設置されており、黄色の灯光が点滅していた。</p> <p>船長は、灯光の灯色などを知らなかった。</p> <p>本船が黒土瀬戸を西進する際、本件養殖施設の背景に、沖浦地区への水路付近の陸岸にはオレンジ色の灯火（以下「陸岸の灯火」という。）があった。</p> <p>船長は、ふだん航行する航路上の障害物などについては、あらかじめGPSプロッターに記録し、GPSプロッターの画面を見ながら航行していたが、本件養殖施設については、本事故の2週間前と前々日の昼間に黒土瀬戸を航行し、設置位置などを確認していたので、GPSプロッターに記録していなかった。</p> <p>レーダーは、操縦席の正面に1台、GPSプロッターは、操縦席の左側に2台配置されていた。</p> <p>船長及び釣り客4人は、全員救命胴衣を着用していた。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、黒土瀬戸西口を沖浦地区に向けて西進中、船長が、レーダー及びGPSプロッターを活用するなどして船位の確認を行わなかったことから、本件養殖施設を通過していないことに気付かず、沖浦地区への水路に向けようとして、本件養殖施設の北西端に設置された標識灯の灯光（以下「北西端の灯光」という。）を右舷に見て右転し、同施設に乗り入れたものと考えられる。</p> <p>船長は、本件養殖施設の背景に陸岸の灯火があったことから、南西端の灯光が陸岸の灯火に紛</p>

	れて視認できなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、黒土瀬戸西口を沖浦地区に向けて西進中、船長が、レーダー及びGPSプロッターを活用するなどして船位の確認を行わなかったため、本件養殖施設を通過していないことに気付かず、沖浦地区への水路に向けようとして北西端の灯光を右舷に見て右転し、同施設に乗り入れたことにより発生したものと考えられる。